

その60

名称	豊岡市出会い機会創出事業補助金
交付の目的	市内人口増加をねらいとし、結婚適齢期にある独身男女に異性との出会いの機会を提供する事業に助成することにより、結婚促進を図る。
内容及び対象経費	<p>1 内容</p> <p>独身男女に異性との出会いの機会を提供する事業で、次の(1)～(6)のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 20歳以上49歳以下の独身男女を対象とすること。</p> <p>(2) 結婚に向けたカップルの成立を目指し、カップリング企画（好意を持った異性に対して、その思いを伝え合う企画）を行うこと。</p> <p>(3) 原則として参加者は10人以上とし、成婚後は市内に居住することが期待できること。</p> <p>(4) 非営利目的であること。</p> <p>(5) 補助金の交付を受けようとする会計年度の3月末日までに実施すること。</p> <p>(6) 市の他の補助金の交付を受ける事業でないこと。</p> <p>2 対象経費</p> <p>事業実施に必要な次の経費</p> <p>(1) 報償費（講師謝金及び交通費等。ただし、事業を主催する団体に属する者に対するものを除く。）</p> <p>(2) 事業の実施に必要な消耗品（ただし、景品及び記念品等を除く。）</p> <p>(3) 燃料費（ガソリン代等。ただし、車両借上げの場合に限る。）</p> <p>(4) 材料費（参加者が制作、調理等を行う材料費を含み、調理済みの料理等が提供される食糧費を除く。）</p> <p>(5) 印刷製本費（チラシ、ポスター、資料の印刷費及びコピー代等）</p> <p>(6) 役務費（郵便料等）</p> <p>(7) 広告料（新聞、ラジオ及び情報誌の広告宣伝料等）</p> <p>(8) 保険料（損害保険料等）</p> <p>(9) 使用料及び賃借料（会場使用料、機械・車両賃借料及び設備賃借料等。ただし、事業を主催する団体に属する者に対するものを除く。）</p> <p>(10) その他市長が必要と認める経費</p>
対象者	市内に事務所等を有する団体、本事業を実施する実行委員会等の団体又はその他市長が適当と認める団体。ただし、政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした団体及び当該団体が構成団体となっている実行委員会等の団体は対象としない。
補助率又は補助金等の額	<p>1 補助率</p> <p>対象経費の実支出額と総事業費から参加費その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に10/10以内の補助率を乗じて得た額。ただし、1回の開催につき100,000円を限度とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>
交付申請に添付する書類	事業実施計画書、歳入歳出予算書及びその他団体概要書等必要と認められる書類
交付申請の期限	市長が定める期限
申請書への記載を省略する事項	なし
変更承認を要しない軽微な経費の配分の変更	交付決定額の範囲内における経費配分の変更

変更承認を要しない軽微な内容の変更	補助事業等の大幅な内容の変更、中止、廃止以外の変更
概算払	不可
規則の適用除外	なし
その他	(1) 申請者は、本事業をきっかけに出会ったカップルの成婚について把握に努め、把握した場合は遅滞なく市に報告しなければならない。 (2) この補助事業の事業期限は、令和5年3月31日までとする。